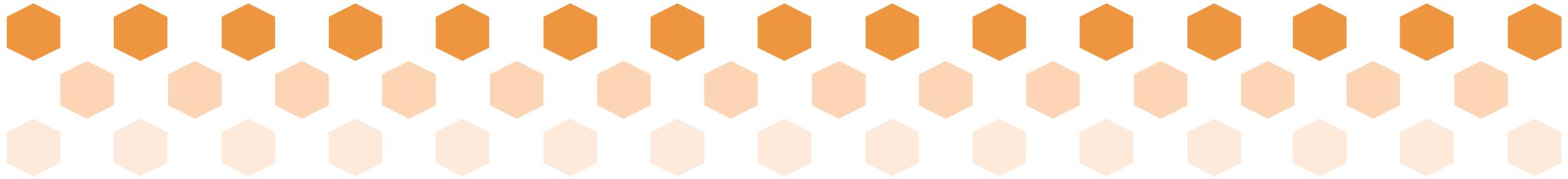


# 食品リサイクル法に基づく基本方針の 一部見直しの背景・論点等



令和4年9月

農林水産省・環境省

## ○基本方針の一部見直し等の背景

- ✓ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入拡大のための規制見直しが議論される中で、食品リサイクル法関係の意見もあったところ。

### <再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース>

- 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しを促すため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置。

### <第12回会合（令和3年7月2日）>

- 議題「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」に対して、タスクフォース構成員による意見等が示され、在り方について議論が行われた。
- タスクフォースの結果は、タスクフォース事務局が「進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」（令和3年9月21日）として整理している。
- 「進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」における論点
  - ✓ 目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）
  - ✓ 廃掃法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し
  - ✓ 廃掃法の適用範囲の適正化、廃棄物該当性基準の明確化
  - ✓ **食品リサイクル法の見直し（エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大、2つの特例制度の適正化）**
  - ✓ 廃掃法や食品リサイクル法に基づく事業系一廃の処理手数料に関する問題
  - ✓ 下水道法関連（下水処理場の有効活用） 等

# ○基本方針の一部見直し等の背景

- ✓ タスクフォースの議論等を経て、エネルギー利用の促進に向けた食品リサイクル基本方針の一部改正に関する検討を行う旨が閣議決定された。また、食品関連事業者の対象範囲については、地方分権改革の枠組みにおいても、同様の提案がされているところ。

## ○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

### II 実施事項

#### 5. 個別分野の取組 <グリーン分野>

##### (3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置

## ○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### (16) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

a. 次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。

【規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）】

## （１）エネルギー利用の推進（特にメタン化）

### （現状－優先順位－）

- 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位は、循環型社会形成推進基本法における基本原則にのっとり、[1]発生抑制、[2]再生利用、[3]熱回収、[4]適正処分の順としている。
- このうち再生利用は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効活用、飼料自給率の向上の観点から、①飼料を優先することとし、次いで、②肥料、③きのご菌床、④メタン化等の順としている。
- これら再生利用のうち④メタン化等は、炭化して製造される燃料及び還元剤、油脂化及び油脂製品化、エタノール化、メタン化を指し、多くがエネルギー利用に当たる。
- なお、熱回収もエネルギー利用の一種であり、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用することを指す。

### <食品リサイクル法（抜粋）>

- (定義)  
第二条
- 2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。
    - 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
    - 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
  - 3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

### <基本方針（抜粋）>

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向  
食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率でエネルギーを得ることができるときに限り、熱回収を行うものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。ただし、この優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

## (現状－メタン利用－)

- 食品リサイクル法では、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等との間で、①再生利用事業により得られた肥飼料等及び②その肥飼料等を利用して生産された農畜水産物等の利用に関する計画を作成・認定する仕組み（リサイクル・ループ）を措置。
- この「肥飼料等」については、需要等実態を踏まえて、肥料、飼料、メタン等一定の製品を特定。他方、リサイクル・ループの運用上は、肥飼料等のうち肥料又は飼料を“直接”利用して農畜水産物を生産する場合と理解しており、メタンを利用した農畜水産物の生産は想定していない。
- なお、現行でも、肥料化にはメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含むことから、メタン化の過程で得られる液肥を利用したリサイクル・ループは可能だが、都市部など液肥利用が困難な場合は、リサイクル・ループを構築できない。

## <食品リサイクル法（抜粋）>

(定義)

第二条

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。

(登録)

第十一条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

(再生利用事業計画の認定)

第十九条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## <食品リサイクル法施行令（抜粋）>

(再生利用に係る製品)

第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 きのご類の栽培のために使用される固形状の培地
- 二 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤
- 三 油脂及び油脂製品
- 四 エタノール
- 五 メタン

## (検討の方向性・留意事項等)

- 食品循環資源のエネルギー利用の推進に当たっては、循環型社会形成推進基本法における優先順位の考え方に基づき、発生抑制や肥料化・飼料化よりも安易にエネルギー利用を優先しないようにするなど、食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位との整合を図らなければならない。
- このことを前提に、エネルギー、特に、肥飼料及び菌床の消費の少ない都市部においても需要があり、様々な食品廃棄物等が混在していても相対的に再生利用が容易であるといった特徴を持つメタンの利用を推進していく観点から、飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用（メタン化等）の中で、メタン化によるメタン回収・エネルギー利用を先頭事例と位置づけつつ、メタン化が2050年カーボンニュートラルの実現、ひいては地球温暖化の防止に寄与する旨及び可能な限り取組を推進していく旨規定してはどうか。
- メタンをエネルギー源として利用した農畜水産物の生産を法律上のリサイクル・ループとして認めるかについては、認められた場合、現在、再生利用できていない食品循環資源がメタン化事業者に集まりやすくなると考えられるものの、他方、液肥利用の減少につながるおそれもあり、メタン化の際生じる肥料成分の有効活用や食料自給率向上に必ずしも資することにはならない。また、地域における廃棄物の適正処理への影響も考慮する必要がある。こうした点についてどのように考えるべきか。
- 以上のほか、前回の基本方針改定後の事情の変化として、みどりの食料システム戦略<sup>注</sup>の策定と肥飼料等の高騰があることから、上記にあわせて、肥飼料化は自給率の向上ひいては食料安全保障にも寄与する旨、また、みどりの食料システム戦略の観点からも可能な限り肥料化を行う旨規定してはどうか。

(注) みどりの食料システム戦略(令和3年5月農林水産省公表)

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションを実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として策定。

## <基本方針(抜粋)>

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向
  - イ 発生の抑制(略)
  - ロ 再生利用
    - (1) 飼料化  
飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量(カロリー)を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与するとともに、輸入飼料に比べて安定した価格で流通するため畜産物の安定生産に資することから、優先的に選択することが重要である。(以下、略)
    - (2) 肥料化  
飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化(食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。以下同じ。)を行うことが重要である。(以下、略)
    - (3) きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用(略)
    - (4) 飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用(メタン化等)  
飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な場合には、飼料化、肥料化及び菌床への活用以外のメタン化等の再生利用を行うことが重要である。  
炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化防止の観点から取組を促進することが重要である。  
油脂化及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図られてきたほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料として有効活用する取組が進んでいる。  
また、エタノール化についても、バイオ燃料として有効活用する取組が見られるところである。これらの取組は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減に寄与しているところである。  
メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンが発電に利用でき、食品廃棄物等が大量に発生するものの肥料、飼料及び菌床の消費が少ない都市部においても需要があることから、飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な地域における再生利用の受皿として有効であるため、取組を促進していく必要がある。
  - ハ 熱回収(略)
  - ニ 減量(略)

## (2) 焼却・埋立の削減目標

### (現状)

- 現行の基本方針において、再生利用等実施率を業種別に目標設定している。

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標 (2024年度)	95%	75%	60%	50%
現状 (2020年度)	96%	68%	56%	31%
食品廃棄物等 及び発生抑制量	1,576万t	26万t	153万t	176万t
焼却・埋立等	65万t (4%)	8万t (32%)	68万t (44%)	121万t (69%)

- 一方で、単なる焼却・埋立は上記目標と表裏の関係のため、特段の焼却・埋立の削減目標は設定していない。

### (検討の方向性・留意事項等)

- 焼却・埋立の削減を意識づけるため、基本方針の再生利用等実施率目標を記載している段落に続いて、以下のような内容を記載してはどうか。
  - ・ 「再生利用等を実施していない」食品廃棄物等は、「焼却・埋立等がされている」ものであり、このことを意識するため、焼却・埋立の削減目標についても明示することとする。具体的には、食品製造業にあっては五パーセント未満、、、などと明示してはどうか。
- なお、実施率又は削減目標については、離島や過疎地域等の地域の実情によって目標の達成が困難な場合があることへの配慮も付記してはどうか。

### <基本方針（抜粋）>

#### 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

#### 3 再生利用等の実施率に係る目標

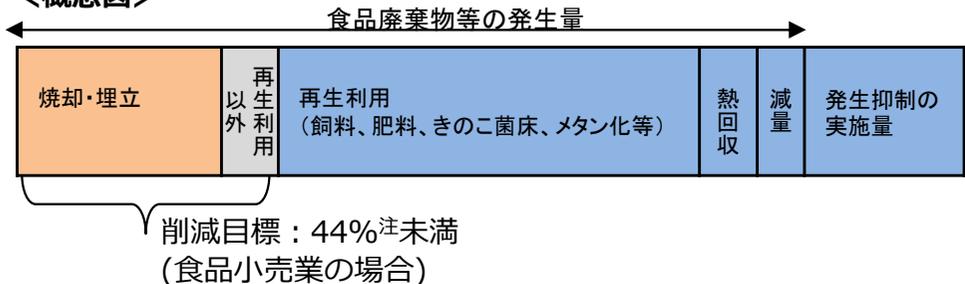
食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率に換算するものとし、二〇二四年度までに、食品卸売業にあっては全体で七十五パーセント、食品小売業にあっては全体で六十パーセントに、それぞれ向上させることを目標とする。食品製造業にあっては全体で九十五パーセントと既に一定以上の取組が進められていることから、また、外食産業にあっては二〇一七年度の実施率が三十二パーセントと、二〇一九年度までに五十パーセントという目標からかい離していることから、二〇二四年度までの目標については、二〇一九年度までのそれぞれの目標を据え置くこととする。

また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

国は、この目標の達成状況を把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握に努めるものとする。

なお、この目標は、その達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

### <概念図>



(注1) 再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95 + 減少量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)

(注2) 削減目標の算定式 = ((発生抑制量 + 発生量) - (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95 + 減少量)) ÷ (発生抑制量 + 発生量)

### (3) 社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性

#### (現状)

- 食品リサイクル法では、食品関連事業者に対して以下を措置
  - ・ 食品循環資源の再生利用等に取り組むべきこととされ、それに関し、主務大臣による指導、助言の対象となるとともに、
  - ・ 食品廃棄物等が年100トン以上の場合、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、主務大臣による勧告、命令の対象となる。
  
- このような法令上の義務の対象となる「食品関連事業者」以外の事業者及び消費者においても、食品廃棄物の発生抑制及び食品循環資源の再生利用の促進に努めなければならないこととされている。

#### (検討の方向性・留意事項等)

- 基本方針において、食品関連事業者以外の主体も再生利用等に努める必要があることを更に強調するため、持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取り組みが重要である旨を重ねて記載してはどうか。

#### <食品リサイクル法（抜粋）>

(定義)  
第二条 (略)  
4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。  
一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者  
二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

#### <食品リサイクル法施行令（抜粋）>

(食事の提供を伴う事業)  
第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。  
一 沿海旅客海運業  
二 内陸水運業  
三 結婚式場業  
四 旅館業

#### <基本方針（抜粋）>

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 2 関係者の取組の方向
- ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者  
学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

**b. 「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。** 【規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）】

b'. 食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）】

**(現状)**

- 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するために、当該食品循環資源を登録再生利用事業者が再生利用する場合、収集運搬する事業者の荷卸しに係る廃棄物処理法の許可を不要とする等の特例を活用可能。
- 法制定時に、法令上の義務の対象となる「食品関連事業者」の範囲について、食品循環資源の再生利用等の実施の必要性が高いものに限定。「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」が食事の提供主体となっている場合は該当しない。

**(検討の方向性・留意事項等)**

- 学校等からの実際の要望や当該学校等の排出実態を踏まえつつ、地域における廃棄物の適正処理に影響がないか、食品関連事業者として課される義務を履行できるか等の観点を踏まえていく必要がある。こうした点についてどのように考えるべきか。なお、法制的にどのように書けるかという点にも留意が必要。

**<食品リサイクル法（抜粋）>**

(定義)  
第二条（略）  
4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。  
一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者  
二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

**<食品リサイクル法施行令（抜粋）>**

(食事の提供を伴う事業)  
第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。  
一 沿海旅客海運業  
二 内陸水運業  
三 結婚式場業  
四 旅館業

**c. 「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。** 【規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）】

**(現状)**

- 再生利用事業者は、その事業場について主務大臣の登録を受けることができる。主務大臣は、事業の実施に当たり、生活環境の保全上の支障がないか等を確認する必要がある。その際、過去1年間の製造・販売量の実績を求めている。
- 過去1年間の実績の確認は、過去に、登録再生利用事業者の中で、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなった者や、適切に再生利用事業を実施していなかった者が見受けられたことを踏まえた対応。（平成27年度省令改正）

**(検討の方向性・留意事項等)**

- 過去に発覚した食品廃棄物の不正転売や不適正処理（法令違反）の事案等を受け、廃棄物処理業者及び排出事業者に係る対策の更なる徹底が引き続き必要。
- 過去1年間の実績がない場合でも製造量・販売先の確保の見通しがある等過去1年間の製造・販売量の実績の確認に代わる実効的な方法を見出す必要がある。これを措置した上で、登録を受けることができるよう省令を見直しはどうか。

**<食品リサイクル法（抜粋）>**

(登録)

- 第十一条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
  - 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
  - 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
  - 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
  - 六 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
- 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
  - 二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
  - 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

**<再生利用事業者の登録に関する省令（抜粋）>**

(申請書に添付すべき書類及び図面)

- 第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一・二 (略)
  - 三 当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類。

(登録の基準)

- 第三条 法第十一条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。

# 審議の進め方（案）



時 期	事 項
令和4年9月2日	食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会への諮問事項の審議の進め方について議論(食品リサイクル小委へ付託)
9月27日  以降	<p>食料産業部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合で議論 (1回目:基本方針の一部見直しの背景・論点等について意見聴取)</p> <p>1回目の議論を踏まえ、以下を順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同会合で議論(2回目:改定の方向性)</li> <li>・合同会合で議論(3回目:基本方針改定案) ※以降、必要に応じて実施</li> </ul> <p>基本方針改定案についてパブリックコメント</p> <p>食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会からの答申の内容について議論</p> <p>基本方針の改定・公表</p>